



# 日乗連ニュース

## ALPA Japan NEWS

Date 2002.9.20

No 26 - 02

発行 日本乗員組合連絡会議 幹事会

ALPA Japan

〒144-0043

東京都大田区羽田5 - 11 - 4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274

E-mail:office@alpajapan.org

## Are you really fit to fly ?

7月3日付けの報道によると、アメリカ・ウエスト航空は、マイアミ発フェニックス行きのエアバス A319 の操縦士 2 名を、「アルコールの影響下で運航しようとした」、として解雇しました。また、同月 31 日には、デルタ航空の子会社である、アトランティック・サウスウエスト航空の操縦士が、「飲酒下での乗務」の疑いをかけられ辞任したと発表しました（後に解雇）。これらは、地上係員の「アルコール臭い」との通報により明るみにでたものです。米国では連邦航空法や洲法により、乗務開始前 8 時間前の飲酒と、一定の血中アルコール濃度以上での航空機の操縦を禁止しています。

これらの操縦士は、FAA 等の調査の結果、違反の事実が認定されれば、起訴されるであろうと見られています。

「運航乗務員は、飛行機出発予定時刻の 12 時間以内の飲酒および乗務中の飲酒、ならびに“乗務に影響をおよぼす”一切の飲酒をしてはならない」。これは日本のある航空会社の「乗員の飲酒」にかかわる規則です。他の航空会社もほぼ同じ規則で律せられているでしょう。私達は 12 時間前の飲酒は大変気に掛けています。しかし、「乗務に影響をおよぼす飲酒」を深く考えたことがあるでしょうか？

以下は Air Canada 乗員組合の機関紙“Journal”に寄せられたヒューマンパフォーマンス委員会委員長デール・アンダーソン機長の論文「Are you really fit to fly」の要訳です。（訳責：ALPA Japan）

BA は 2001 年の早い時期に、所属乗員の Random Alcohol Test を実施すると公表した。また、オランダでは既に外国乗員も含めて、アムステルダム発のフライトに対して、アルコールの呼気検査を随時実施しているという現実を踏まえ、運航乗員の飲酒に関する、国および会社の規則・考え方をはっきりと理解する良い機会だと思われる。

個人への随時検査時に陽性反応ができれば、検査が強制的なものに変わるであろう。従って、私達は、アルコールの摂取に関する規則に精通し、且つ、規則に反しないよう職業人としての責任を果たさなければならない。

最初に最も関連する、国の 2 つの規則をレビューする。大部分のパイロットが精通していると



見られる規則は、時間ルールである。パイロットは量にかかわらず、8時間以内（会社規定は12時間以内）にアルコールを摂取して運航してはならない。この規則に関し、一切の例外はない！

次に大部分のパイロットが、前出の規則ほど“ファミリー”でない規則が「アルコールの影響がある間航空機を運航してはならない」という規則である。「アルコールの影響のある間」と明瞭に述べられていることに注意すべきである。

「アルコールの影響がある間」とは、血中にアルコールが残っている間のことであり、航空会社の規定にも、「アルコールの影響下での会社航空機の運航禁止」が明記してある。これらに関しての例外も又ない。

しかし、この「アルコールの影響下での運航禁止」条項には、注意が払われなかったり、無視される傾向にある。

時間制限は理解し実行されているが、大部分のパイロットは12時間ルールを守ってさえいれば良いとする傾向にある。しかし、過度のアルコールの摂取は12時間以内に代謝されない。従って12時間前に飲酒を止めても規則に合致しないこともある。多くのパイロットが勤務開始時、アルコール摂取に関する規則に合致していると信じてきたかもしれないが、「アルコールの影響下で運航してはならない」との規則に反することがあったのではないかと推測する。

では、ウツカリこの規則を破らないようにするには、どうすれば良いのだろうか。これは12時間ルールに従えば良いというほど単純ではない。基本的な「ルール・オブ・サム」を知っておくことが、「影響下ルール」からのトラブルに巻き込まれないために重要である。

まず、「“12オンスのビール”と“5オンスのワイン”と“1オンスのカクテル”（注：普通サイズの缶ビール1本・普通サイズのワイングラス1杯のワインと1杯のカクテルの量にほぼ相当する）のアルコール含有量はほぼ同量である」ことを認識しなければならない。個人差は大変大きいですが、これら、“いずれかの1ドリンク”に必要となる代謝（アルコールの体外排出）時間は、通常の成人男性で約2時間である。

従って、2時間で（上記の等価アルコール）6杯を摂取すれば、飲酒開始時から2時間経過した時に、5杯飲酒したのと同じことになる。言い換えれば、勤務開始時の14時間前にこのような飲酒をすれば、結果、12時間前に“5杯分の飲酒”をしたのと同じ状態になる。

この“ルール・オブ・サム”を使用する時、アルコールの代謝時間は、個人差が大であるので、2時間のバッファを設けることが望ましいが、一般的に、“ダブル”や“普通より大きいサイズのワイングラス”・“大きなマグでのビール”を飲めば、例え12時間前に飲酒をやめても、12時間後に「アルコールの影響下」にある可能性は十分あるのである。（以下略）

**皆さん如何ですか？**

**私達の極めて大きな責任を果たすため、是非参考にして下さい。**